

総務委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第6号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する
条例の制定について

資 料 新旧対照表

経 済 労 働 局

平成31年2月6日

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の110</u>（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、100分の108</u>）を乗じたものをいう。以下同じ。）が<u>前項</u>の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品</p>	<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に<u>100分の108</u>を乗じたものをいう。以下同じ。）が<u>同項</u>の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア、ウ及びエの許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号の許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、仲卸業者について準用する。</p>	<p>を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア、ウ及びエの許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号の許可並びに同項第2号イ及び第3号イの承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第45条第1項第2号及び第3号の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、仲卸業者について準用する。</p>
<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第59条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）</u>に相当する金額及び当該合計額の<u>100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第59条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額及び当該合計額の<u>100分の108</u>に相当する金額（以下この条において「仕切金額」という。）（当該委託者の責めに帰すべき理由により第64条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係</p>

改正後	改正前
<p>第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の10（軽減対象資産にあっては、100分の8）に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき第60条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p>	<p>る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の100分の8に相当する金額及び仕切金額）、控除すべき第60条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに仕切金額から当該委託手数料及び当該費用の金額を差し引いた額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p>
<p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p>	<p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項で定める事項を正確に記載しなければならない。</p>
<p>（委託手数料の率）</p>	<p>（委託手数料の率）</p>
<p>第60条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、<u>せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額</u>に次項の規定により卸売業者が届け出た委託手数料の率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。</p>	<p>第60条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、<u>卸売金額</u>に次項の規定により卸売業者が届け出た委託手数料の率を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>2 卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>3 卸売業者は、前項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</p>	<p>3 卸売業者は、前項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</p>
<p>（買受代金の即時支払義務）</p>	<p>（買受代金の即時支払義務）</p>
<p>第63条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買</p>	<p>第63条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買</p>

改正後	改正前
<p>い受けた物品の代金（<u>買い受けた額に100分の110（軽減対象資産にあっては、100分の108）</u>を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p>	<p>い受けた物品の代金（<u>買い受けた額に100分の108</u>を乗じて得た額とする。）を支払わなければならない。</p>
<p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>	<p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p>
<p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法</p>	<p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法</p>
<p>4 前項の届出をした事項を変更しようとするときは、規則で定める変更届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>4 前項の届出をした事項を変更しようとするときは、規則で定める変更届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>5 市長は、前2項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>(使用料等)</p>	<p>5 市長は、前2項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>(使用料等)</p>
<p>第72条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、<u>別表第5の金額に100分の110を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額）の範囲内において規則で定める。</u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>第72条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、<u>次に掲げるとおりとする。</u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料 別表第5の金額の範囲内において規則で定める。</u></p>

改正後	改正前																
<p>2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。</p> <p>3 第67条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。</p> <p>4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。</p> <p>6 使用料の納入の方法は、規則で定める。</p>	<p>(2) <u>前号以外の市場使用料 別表第5の金額に100分の108を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料は、同表の金額）の範囲内において規則で定める。</u></p> <p>2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。</p> <p>3 第67条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。</p> <p>4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。</p> <p>6 使用料の納入の方法は、規則で定める。</p>																
<p>別表第5（第72条関係）</p> <p style="text-align: right;">(月額)</p>	<p>別表第5（第72条関係）</p> <p style="text-align: right;">(月額)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額に110分の100（軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6</td> </tr> <tr> <td>関連事業者市場使用</td> <td>第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額に110分の100（軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6	関連事業者市場使用	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額の1,000分の6</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の6</td> </tr> <tr> <td>関連事業者市場使用</td> <td>第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の6	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の6	関連事業者市場使用	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮
種別	金額																
卸売業者市場使用料	卸売金額に110分の100（軽減対象資産の卸売にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6																
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に110分の100（軽減対象資産にあっては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6																
関連事業者市場使用	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮																
種別	金額																
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の6																
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の6																
関連事業者市場使用	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮																

改正後			改正前		
料	食料品等の販売をするものについては、その販売金額に110分の100（軽減対象資産にあつては、108分の100）を乗じて得た額の1,000分の6		料	食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の6	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	500円	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	500円
卸売業者低温売場使用料		1,110円	卸売業者低温売場使用料		1,110円
仲卸業者売場使用料		2,300円	仲卸業者売場使用料		2,300円
関連事業者店舗使用料		2,500円	関連事業者店舗使用料		2,500円
事務所使用料		2,000円	事務所使用料		2,000円
倉庫使用料		2,000円	倉庫使用料		2,000円
土地使用料	1平方メートルにつき	400円	土地使用料	1平方メートルにつき	400円
買荷保管所使用料		1,900円	買荷保管所使用料		1,900円
冷蔵施設使用料		2,500円	冷蔵施設使用料		2,500円
保冷施設使用料		2,700円	保冷施設使用料		2,700円
製氷施設使用料	建物280平方メートル及び機械一式	833,680円	製氷施設使用料	建物280平方メートル及び機械一式	833,680円
指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	400円	指定駐車場使用料	1平方メートルにつき	400円

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（<u>消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）</u>にあつては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>	<p>○川崎市中央卸売市場業務条例 昭和47年3月28日条例第1号 (卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の110（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」という。）</u>）にあつては、100分の108）を乗じたものをいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。</p>